

## 明治期を主とした「海外観光旅行」について

### On the Outbound Tourism of Japan around the Meiji Era

上田卓爾

Takuji Ueda

#### キーワード

ツーリズムの定義、観光の定義、井上萬壽藏、遣米欧使節、「観光」の用例、幕末の海外渡航解禁、解禁前の渡航事例、渡航事由と「遊歴」、満韓巡航船、世界一周会、浦潮遊航船、伏見半七、海外修学旅行、海外旅行の料金

#### (要約)

本研究では現行のツーリズム・観光の定義を検証することから始めて、井上萬壽藏の唱える定義に基き、幕末・明治期の留学生や遣米欧使節も観光旅行者（ツーリスト）に含めるべきであることを示した。また、慶応2（1866）年の海外渡航解禁の觸達前にも漂流者・密航者以外の海外渡航者がいたことを明らかにした。さらに、旅券の渡航事由である遊歴を観光旅行と看做すことが無意味であることを実証し、従来の知見である「海外観光旅行」の始まりが満韓巡航船や世界一周会などではないことを正確な資料から明らかにしたものである。

#### 1. はじめに

日本人の海外観光旅行の起源についての先行研究は非常に少ない。もちろん、海外渡航に関する研究・著作はあるが、密航者、留学生、欧米への派遣

使節がメインであり、海外観光旅行は「その他」として扱われる程度にすぎなかった。その原因として、「観光」とは物見遊山であるとの思い込みが世間ではなかば常識化しており、一方ではそれを払拭するだけの研究が観光学界でなされてこなかったことがあげられよう。

近年出版された「海外観光旅行」をタイトルに据えた著作としては「海外観光旅行の誕生」<sup>1</sup>と「日本初の海外観光旅行一九六日間世界一周」<sup>2</sup>がある。前者はメディア論に立脚した力作であり、後者は旅行中の天候など細部に至るまで調べ上げた労作であるが、ともにガイド付きの団体旅行を取り上げている。何ゆえに「海外観光旅行」が団体旅行でなければならないのか。メディア・イベントの観点<sup>3</sup>から捉えるならば「海外観光旅行」は「団体旅行」となる必然性はあるものの、観光学の観点からすれば「海外観光旅行」が「団体旅行」である必然性は皆無であると言わなければならない。

また、この二者以外に海外観光旅行に該当するものがなかったかどうか。あるいはこの二者より早いものがあったのではないか。本研究は従来<sup>4</sup>の知見を考慮に入れつつも、幕末・明治期の諸資料から当時の海外観光旅行の実態を解明することを目的としたものである。

## 2. 「ツーリズム」の定義と「観光」の定義について

本稿の英文タイトルとして、便宜上、「海外観光旅行」を Outbound Tourism (アウトバウンド・ツーリズム) としておいた。日本の学界においては、両者を同一視する傾向にあるが(例えば名称は「観光学」であったり「ツーリズム論」であったりするものの、講義内容は大同小異である)、「観光」も「ツーリズム」もそれぞれ成立年代も異なれば、語義についても少なからず差異があることを理解しておく必要がある。

### (1) 「ツーリズムの定義」:

「ツーリズム」の定義は、UNWTO(世界観光機関)の最新の定義、“Tourism Satellite Account: Recommended Methodological Framework 2008” (TSA:

RMF2008)によれば次の通りである。

“Tourism is more limited than travel, as it refers to specific types of trips: Those that take a traveler outside his/her usual environment for less than a year and for a main purpose other than to be employed by a resident entity in the place visited. Individuals when taking such trips are called visitors.”

「ツーリズムとは旅行もしくは旅の限定された形態のものであって、継続して1年を超えない期間で、日常の生活圏の外にあること、訪問地における居住者に雇用される以外の主目的をもつこと。こうした旅行をする者が訪問者と呼ばれる。」<sup>4</sup>

TSA:RMF2000では次のように表現されていた。

“Tourism is defined as the activities of persons traveling to and staying in places outside their usual environment for not more than one consecutive year for leisure, business and other purposes not related to the exercise of an activity remunerated from within the place visited.”

「ツーリズムとは、継続して1年を超えない範囲で、レジャーやビジネスあるいはその他の目的で、日常の生活圏の外に旅行したり、また滞在したりする人々の活動を指し、訪問地で報酬を得る活動を行うことと関連しない諸活動と定義される。」<sup>5</sup>

大阪観光大学の佐竹は、「tourismの定義に対応し、その構成要件を具備する単独の日本語は、現時点で、存在しない。」とし、さらに「tourismに対応するものとしてカタカナ表記のツーリズムを用い、その意味空間にはTSA:RMF2008による定義を存知させる」として「ツーリズム」と「観光」を峻別している<sup>6</sup>。

## (2) 「観光」の定義：

「観光」の定義は「ツーリズム」のように議論されていない。諸説紛々と

いった状況である。観光立国といい、観光庁、国際観光局も設立・改称されているが、まず、定義の整理から始めるべきではなからうか。例えば、最も定義が重要視されるべき辞典類を見てみると、

- ① 「観光学大事典」では「観光の完璧な定義は、観光学の最終的な目標とさえいえる。」とし<sup>7</sup>、暫定的に定義するために「観光の語源」を探り、観光の起源をたどる。そして、観光の起源をふまえながら、「観光」という言葉の現代的意味、すなわち「観光の概念」を「移動」「交流」「事業」という三つの視点から明らかにし、現代観光の輪郭を描き出す。<sup>8</sup>としているが、肝心の「観光の語源」の記述、特に語源と用例の大部分は誤解と無理解によるもので、参考資料とするには程度が低すぎると思われる。
- ② 「観光学辞典」では「自由時間における日常生活圏外への移動をともなった生活の変化に対する欲求から生ずる一連の行動」とし、自由時間とは余暇の意味；日常生活圏外への移動とは旅行だけでなく、日帰りの行楽も含む；生活の変化に対する欲求とは種々の情報によって触発される休養、鑑賞、知識、体験、スポーツといった欲求；一連の行動とは移動、鑑賞、休養、食事、睡眠であるが、観光客と訪問地の人々との間の諸般の関係を含むもの、と長々とした定義を述べているが<sup>9</sup>これも語源・用例が誤っており、満足な定義とはみなしがたい。

(3) 本稿における「観光」の定義と「海外観光旅行」についての考え方：

本稿では扱う時代が幕末・明治期であることから、現状の不完全な「観光」の定義やUNWTOの「ツーリズム」の定義にはとらわれず、大戦間の国際観光局の実務者、井上萬壽蔵の定義に依ることとしたい。

井上はその著書「観光教室」で次のように述べている。

「観光とは、つまり、一、人が日常生活から離れて、二、ふたたびもどって来る予定で移動し、三、気ばらしを楽しむことであり、その構成は、観光意欲と観光目的物との結びつきであるといえよう。」<sup>10</sup>さらに、「観光とは人が日

常生活圏を離れ、再び戻る予定で、レクリエーションを求めて移動することである」<sup>11</sup>とも述べている。

井上の定義にこだわる理由は、ひとつには井上が留学生をツーリストとして扱っている点にある。UNWTOの「ツーリズム」の定義によるならば、1年を超える留学生はツーリストではないことになるが<sup>12</sup>、井上はオギルヴィ(E. W. Ogilvie)の「ツーリスト移動論」におけるツーリストの定義について、「留学生には1年間以上にわたるものはたくさんあり、この点からいっても、前の(二)の要件(一年間を越えない期間、住居を離れること)はあたらない。」と否定している<sup>13</sup>。さらに、「移住の要件としての期間が1年を超えることと定められていることから、移住と区別される観光の期間を、これにとらわれて1年未満と限定したものと思われる。」とし、ゲーテの第一回イタリア旅行が1年半の観光旅行であるとしている<sup>14</sup>。これは次のような資料からも補強される。すなわち、「国連の人口統計でいう『長期滞在外国人』とは滞在期間が1年を超えるもの」<sup>15</sup>という表記である。また、所得税法第二条第三号には居住者として、「国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人をいう」との定義がなされている。

また井上は、「気ばらし」については「いわば、日常生活から気持ちを転換することで、かならずしも狭い意味での、いわゆる娯楽だけではない。校外活動の一種とみられる修学旅行も、その本質は気ばらしであることは前にも述べたとおりである。見学といい、視察という場合でも、同じく広い意味での観光のうちにくまられるものとみななければならない。見物だけが観光ではなく、療養や研究を目的とする観光もあり、用務を兼ねての観光さえもありうるのである。」<sup>16</sup>として、今日のヘルス・ツーリズムやエデュケーション・ツーリズム、さらには「兼観光」にまで言及しているのである。これは慧眼であると言えよう。これが井上の説にこだわる二つ目の理由である。(井上は別に「レクリエーションを求めての移動すなわち観光には、くつろぐ観光、休む観光、見る観光、遊ぶ観光、動く観光、学ぶ観光、調べる観光など、さまざまな類型があることがわかる。」とも述べている<sup>17</sup>。)

幕末・明治の留学生は（密航者も含めて）1年をはるかに超えた者が多く、公金もしくは私費で留学したものであって、勉学の合間の気晴らしとして各種の楽しみを経験していることは彼らの著作からも明らかである<sup>18</sup>。貧乏に悩んだといわれる夏目漱石にしてもロンドンにばかりいたわけではない。明治35年10月にはスコットランドのピトロクリ（Pitlochry）に旅行・滞在して「自分は明日早朝キリクランキーの古戦場を訪はうと決心した。」と述べているのである<sup>19</sup>。

また、「用務を兼ねての観光」も、例をあげるとすれば、万延元（1860）年の遣米使節、新見豊前守一行がある。旅券は持参していないが、渡航事由は日米修好通商条約の批准書の交換という公用である。1月18日日本発、批准書交換は閏3月28日であるのに、帰着は9月28日（旧暦）<sup>20</sup>。しかも、東回りで世界一周をしているのである。条約の交換が終わったあとでの旅行については、全くの観光旅行と言えるものである。副使、村垣淡路守の日記は非常に愉快的記述<sup>21</sup>に満ち溢れており、中には150年前というよりは30年前の旅行記といっても通用するくらいのももある。文久2（1862）年の遣欧使節、竹内下野守一行、文久3（1863）年の遣仏使節、池田筑後守一行、なども用務を兼ねての観光に加えてよいであろう。特に遣欧使節、竹内下野守一行については、オランダで一行のうちの従者が商店を冷やかし、商品を万引きしたり、強奪をしたりしたので、赤松大三郎や沢太郎左衛門ら幕末のオランダ留学生たちが買物に行くと、当初は商店街が実に冷淡な対応であったという。また当該一行がいつも主従揃って歩いた様子を揶揄したツウェー・ヤッパネースなる戯れ歌（Twee Japanees eene bas bas bas, eenen strijkestok daar heen gaan. トウェ ヤパネース エネ バス バス バス、エーネン ストレイクストック ダール ヘーン ハーン：二人の日本人が行く。一人はコントラバスを、もう一人はその弓を持ってあちらに行く。）まで作られ、明治34（1901）年に訪蘭した沢の嫡男もこの歌の洗礼を受けたとのことである。外国旅行における「旅の恥は掻き捨て」はすでに幕末から行われていたのである<sup>22</sup>。

このように、近代的な海外観光旅行は明治39年、もしくは明治41年に初めて行われたものではなく、すでに幕末から始まっていたと考えるのが妥当ではなからうか。

### 3. 海外「観光」旅行の用例の始まり

「観光」の用例として拙稿<sup>23</sup>ですでに4度にわたって引用、指摘している<sup>かん</sup>翰林<sup>りんこ</sup>蘆集第9巻「興宗明教禪師行状」の当該部分をもう少し長く引用する。

「今年癸卯、吾國入貢于大明、差前相國子璞禪師爲正使、以希宗爲從僧、希宗曰、某久欲觀光於中華、今也時哉」

訓読：今年、みずのと・う、(1483年)、わが国大明に入貢す。前の相国(足利義政)子璞禪師を正使となし、希宗を以て從僧となしてつかわす。希宗いわく、それがし久しく中華を観光せんことを欲す。今や時なるかな。

やっと年来の希望であった中国を観光することができる、という喜びが読み取れる。これが、まさにわが国の海外観光旅行を指した用例の初めといえるものであろう。希宗友派は文明15(1483)年～文明17(1485)年まで入明している<sup>24</sup>。

### 4. 江戸期の幕末までの海外渡航と「観光」について

寛永の鎖国を境にして：

(1) 寛永の鎖国以前の渡航者：例えば、寛永9(1632)年の森本右近太夫<sup>25</sup>のアンコールワット参詣および落書き。祇園精舎とアンコールワットを間違えたとはいえ、これなどは立派な海外観光旅行といえるものである。

(2) 寛永の鎖国以降、開国までの渡航者(密航者)：意思とは関わりなく海外に出ることになった漂流者は別にして、寛永の鎖国以降、安政の開国まで日本人は許可なく海外に渡航することはできなかった。許可なく出国した者は密航者というわけである。知られているところでは、安政5(1858)年の日米修好通商条約締結以前が、

①万治年間（1658～1661）に鳩野宗巴という医師がオランダに密航して医学を学び、帰国後はそれを隠すために長崎でオランダ人医師のもとにいたという話もあるが、確証はない。

②安政2（1855）年、橘耕斉がロシアに密航。明治6（1873）年岩倉使節団とともに帰国。

日米修好通商条約の締結後も、ただちに日本人の海外渡航が許可されたわけではなかった。したがって、次のような例も密航者となる。

③文久3（1863）年、志道聞多（井上馨）・山尾庸三・野村弥吉（井上勝）・伊藤俊輔（博文）・遠藤謹助が長州藩からイギリスに密航<sup>26</sup>。

④元治元（1864）年、新島襄がアメリカに密航。明治7（1874）年帰国。

⑤慶応元（1865）年、新納久修（刑部）・町田久成（民部）・松木弘安（寺島宗則）・五代才助（友厚）・村橋直衛・畠山良之助（義成）・名越時成（平馬）・鮫島尚信（誠蔵）・田中盛明（蜻洲）・中村博愛（宗見）・森金之丞（有礼）・高見弥一・市来和彦（勘十郎）・吉田巳之次（清成）・東郷愛之進・町田実積（申四郎）・町田清次郎・磯永彦助・堀孝之（壮十郎）がイギリスに密航<sup>27</sup>。

(3) 正式渡航者：正式な渡航ができるようになったのは慶応2（1866）年4月7日につきのような觸達が出されてからであった。

#### 『寅四月七日觸達

海外諸國へ向後学科修業又は商業之ため相越度志  
願之者は願出次第御差許可相成候<sup>モットモタダシ</sup> 尤 糺之上御免之  
印章可相渡候間 其者名前並如何様之手續を以何々  
之儀にて何れ之國へ罷越度旨等委細相認<sup>マカリ シタメ</sup> 陪臣は其  
主人百姓町人は其所之奉行御代官領主地頭より其  
筋へ可申立候<sup>モシ</sup> 若御免之印章なくして竊に相越候者<sup>ヒソカ</sup>  
も有之候ハ、嚴重可申付候間心得違無之様主人々



々又は其所之奉行御代官領主地頭より入念可被申  
付候

四月

』<sup>28</sup>

旅券もこの時に誕生した。ただし、上記布告には御免之印章と記されている。その他、印章、旅切手、免状などの呼称もあった<sup>29</sup>。それを持参して海外に渡航した最初の人物については、手品遣い（隅田川）浪五郎か独楽回しの松井源水かで説が分かれているが、白幡<sup>30</sup>、宮岡<sup>31</sup>は松井源水、柳下<sup>32</sup>、大鹿<sup>33</sup>、春田<sup>34</sup>らは隅田川浪五郎としている。

慶応2（1866）年10月17日発行の日本外国事務第壹号として記載されているのは隅田川浪五郎である<sup>35</sup>。ただ、横浜の大火<sup>36</sup>などで日本出発が遅れたことから、白幡・宮岡は松井源水を最初の正式渡航者と推定するのである。

#### （4）四月七日觸達前後のケーススタディ

次に取り上げるのは、意図的な密航という形態でなく、慶応2（1866）年の觸達以前に海外に渡航して（もしくは渡航を試みて）いる日本人の事例である。従来の研究もしくは著作ではこれについて全く触れられていないが、制度確立前の渡航のケースとしてぜひ取り上げておく必要があると考える。「佛國商人上海行乳母隨從停止一件外三件」<sup>37</sup>および「在箱館米國岡士ライス歸國小使隨行停止一件外七件」<sup>38</sup>に掲載されているものである。

##### ①「佛國商人上海行乳母隨從停止一件」（不許可）

万延元（1860年）8月13日に、横浜在留のフランス商人サルベル\*が商用で妻子を連れて上海に赴く際に、母乳が不足しているために雇った乳母（氏名不詳）を同行したいと神奈川奉行に申し出たことに対する評決。僅か4、5ヵ月のことであるので、かわいそうではあるが、邦人の海外渡航を禁じた国法は枉げられないとして不許可。大目付・外国奉行・勘定奉行を経て、最終的には外国奉行評議まで回っている。8月22日の日付が読める<sup>39</sup>。

②「英公使『アールコック』雇小使香港行免許一件」(許可)

文久元(1861)年2月全権公使アールコックが香港に渡航する際に召使を1名引き連れたいとし、公使館員のガールも同様の希望がある旨の申し立てに対する老中久世大和守・安藤対馬守の評決。アールコックのみ随行を許した。2月27日に許可の書面の日付がある。召使の氏名は不詳であるが、幕末期に許可を得て出国したものはこのケースが最初といえることができる<sup>40</sup>。

③「在箱館米國商人『フレツル』<sup>41</sup>支那行小使随従一件」(密航扱い)

文久元(1861)年5月米國商人フレツルが召使「幸次郎」を支那に連れて行きたい旨箱館奉行に申し出、不許可と通知されたものの、無断で同行させたケース。7月末に箱館に帰港した後に無断出国を糺明するため、出身の茅部村預けとなった。最終書面は11月7日となっている。名前の判明している者としては初めての例である。最終的に赦されたかどうかは明らかでない。

④「在箱館英國商人「ホルトル」<sup>42</sup>小使海外随従停止一件」(不許可)

元治元(1864)年3月8日に召使(氏名不詳)を上海まで同行したいと箱館奉行に申し出たもの。翌3月9日付で箱館奉行小出美濃守から「不自由で気の毒だが」としつつも不許可の通知があったケース。ところが、これでは終わらず、3月28日および4月1日に運上所役人に対し、ニコライスケに近日私用で行く際に小使を召連れたいと申し出ている。これも不許可。

以上の4ケースでは、英公使のケース②のみが正式に許可されている。

次の2ケースは四月七日觸達直前のものである。

⑤「在箱館米國岡士ライス歸國小使随従停止一件」(時間切れで許可)

慶応2(1866)年4月2日に公使ライス<sup>43</sup>が箱館奉行に申請したケース。「小使勘之助および家族の喜助・久左衛門その外の者共」をサンフランシスコまで召し連れたい、としているが、箱館奉行小出大和守が不許可とした。再度ラ

イスから申し入れ、5月になって法改正があったので、として一転許可になったもの。

⑥「米国商人『ウエンリート』帰國小使随従一件」(何らかのコネで追認)

慶応2(1866)年、横浜在住の米国商人ウエンリート<sup>44</sup>が日本に戻る際に、前(1865)年帰米の際に無許可で小使の喜三郎を同行し、今回連れ戻る、という連絡を受けた神奈川奉行・外国奉行の評議。事情聴取のうえ許されている。悪徳商人が幕府関係者と何らかのパイプがあったために追認されたものと思われる。

一応海外に渡航したこれらの召使は観光旅行をしたといえるだろうか。井上の定義によるならば、彼らも「用務を兼ねての観光」をしたと見なし、80日間世界一周における従者パスパルトゥーと同様に扱ってもさしつかえないと思われる。特にケース③・⑥の、帰国後の役人による取調べの資料が明らかになれば、海外における行動が判明すると思われるが、現在のところ推測の域を出ない。

## 5. 幕末・明治期における海外渡航と「観光」:

### (1) 幕末における渡航事由

当初の布達では「学科修業又は商業之ため」となっていたが、同年5月13日締結の改税約定第10条により、船員や外国人に雇われた者も渡航が可能になった<sup>45</sup>。旅券の第一号が手品使い隅田川浪五郎であることはここにその根拠がある。ただし、その初期における旅券は単なる自国民の証明に過ぎないもので、渡航事由がこれだけに限定されていたわけではない。したがって、彼らが「観光」をしなかったという証明にはならない。慶応4年における長崎円山町遊女羽山の上海渡航は、英国商人ドーンが連れて行くことを申請したものであるが、円山町で雇われている者を雇いなおすことはありえないのでこれも観光旅行に行った者と考えてもさしつかえないであろう<sup>46</sup>。

## (2) 明治期における渡航事由

明治期における旅券の発行に際しての「渡航の事由」は明治元年から明治42年まで次のように8種類に分けられている<sup>47</sup>。

- ①公用
- ②留学
- ③商用
- ④漁業（明治25年より「農事・漁業」に変更、明治36年「農業漁業」に変更）
- ⑤職工
- ⑥傭奴婢（明治18年ハワイ官約移民開始年から「傭」に変更、明治25年から「出稼、傭」に、明治29年「出稼」に変更）
- ⑦遊歴
- ⑧其他諸用（明治元年～14年までは要用：重大な用事）

\*（明治43年からは①公用、②修学、③商用、④漁業、⑤雑、⑥移民となっている。）

この8種類中、単なる語義からは最も「観光」に近いと思われるものが⑦の「遊歴」（諸国をへめぐること、たびあるき：昭和3年版「言泉」による）である。諸橋は「我が國に於てはあそびの意を表はす文字として遊字を用ひ游字を用ひぬのが通例」<sup>48</sup>とは言うが、遊歴は「遊」の項に収録しておらず、「游」の項で「游歴」：「旅してまはる。あちこちと経めぐる。」<sup>49</sup>としている。明治期の官吏が特に遊びの意味を込めて「游歴」を「遊歴」にしているとは思われないが、数値的にどれほどの割合を占めるかといえば、明治元～42年までで旅券総発行数579,582のうち、僅かに1,709で、0.29%にすぎない。この点から見て、遊歴を観光もしくはそれに近いものと考えることがおかしいと考えなくてはならない。有山も明治35年の資料をもとに「遊歴」を海外観光旅行者に見立てている<sup>50</sup>が、なぜ、明治39年に実施した満韓巡遊船の資料に明治35年のものを使う必要があるのか。遊歴のパーセンテージが明治35年は0.4%（実際は0.36%）だが、明治38年は0.06%、明治39年は0.04%と極端に低いため

に意識的に回避したのであろうか。小林も遊歴を観光旅行ときめつけ、これまた世界一周実施の明治41年から年次が離れた大正3年の帝国統計年鑑を用いて「世界一周会の総勢五六人分がこの年の観光を目的とした旅券下付数の三分の一を占める計算になる。」としているが<sup>51</sup>、世界一周会員全員の渡航事由を調査したことが読み取れないので、全面的に信用することは出来ない。

### (3) 無意味な渡航事由からの分析

厳密に言えば、「遊歴」は諸国を歴訪するわけであるから、観光の目的地が一国のみである者はこれに含まれないことになり、「遊歴」が「観光」でないことになってしまう。しかしながら、渡航事由のみで渡航先もしくは途中の行動は限定されるべきものではない。井上の定義「三、気ばらしを楽しむ」可能性のあるものは「遊歴」事由の者に限られるわけではない。しかも、ツーリストの要件である収入を得ないという点に鑑みて、渡航先で収入を得るか、もしくは訪問地における居住者に雇用され、収入を得る可能性のある者を除外するとすれば対象となるのは上記(2)⑤の職工だけで、(2)④の農事・漁業は例えば漁業だけとすれば海上での操業を終えれば帰国するので、観光の暇がないことになり、除外の対象となりうる。(2)⑥の傭奴婢にしても、外国で雇用される者もいれば、日本で雇われた主人に同行する者もいたはずである。

また、例えば「視察」という名目で旅券を申請する場合、「公用」なのか「商用」なのか、あるいは「遊歴」であるのを「視察」といつているのか区別ができるだろうか。後述の「浦潮遊航船」の場合も判明しているほとんどのメンバーは「渡航主意」欄には「商業視察」と書かれている。世界一周会の会員も、全員が「遊歴」で旅券を申請したとは考えられない。したがって、渡航事由から観光旅行であるかないかを分析することは意味がないものといわなければならない。もし、遊歴だけが観光旅行だとするならば、後述のように明治43年以降は遊歴の項目がないので、観光旅行者はいないことになりはしないか。

#### (4) 海外渡航者数の把握について

幕末の旅券発行は慶応2（1866）年には外国奉行と神奈川奉行が、慶応3（1867）年には外国奉行、神奈川奉行、箱館奉行、長崎奉行が行った。慶応2（1866）年の発行数は70枚、慶応3（1867）年は178枚となっている<sup>52</sup>。原資料を保有する外務省による整理が待たれるところである。

明治期は一応把握することができるが、それとても明治元年から13年までをひとまとめにするなど、統計資料としての体をなしていない。また、明治43（1910）年度から分類が変更され、「遊歴」の項目がなくなっているため、「遊歴」を論ずる際の統計資料としては明治42年までのものを使わざるをえない。参考までに明治年間の旅券発行総数は、652,242（男553,378 女98,864）となる<sup>53</sup>。先駆的な作業の集積という「幕末・明治海外渡航者総覧」<sup>54</sup>では文久元（1861）年から明治45（1912）年までの海外留学・視察者を対象として作成した「海外渡航者データベース」に登録されている数を約4,200名としているが、明治期の留学だけでも24,710名おり、乖離がありすぎて参考資料としては使えない。

## 6. 明治期の「海外団体観光旅行」の始まりについて

### (1) 日本初は「満韓巡遊船」か「世界一周会」か

小林は朝日新聞の世界一周会（明治41年3月18日～6月21日：上田注）を「現在の〈欧米〉バックツアーの嚆矢であるにとどまらず、〈海外〉バックツアーそのものの嚆矢と考えることができる。」<sup>55</sup>としており、有山が述べる「満韓巡遊船（明治39年7月25日～8月25日：上田注）は日本最初の海外バック旅行ともいえる。」<sup>56</sup>を次のように否定している。

「朝日新聞は前々年（明治39年）にロセッタ丸<sup>①</sup>をチャーターして満韓巡遊の旅を企画し、紙上で発売して成功を取めたが、『満韓』はいわば『外地』であり、純粹な意味での外国とはいいがたい。したがって、旅券も不要であった。これを海外旅行とは呼びがたい。<sup>②</sup>旅行内容も軍部の後ろ盾を全面的に得た日清、日露の戦跡めぐりであり、軍国主義のお

棒担ぎ的な感じがして、観光の持つ明るく平和的なイメージからほど遠い<sup>③</sup>。<sup>57</sup>、

(下線は上田加筆) 下線部についてつぎのように指摘しておきたい。

①「ろせった丸」である。朝日新聞は船名表記については極めてルーズで、勝手に「ろせった丸」、「ロセッタ丸」としているだけである。(CiNii 収録の「ろせった丸」に関する先行研究は僅かに拙稿「Rosetta から『ろせった丸』、『ろせったホテル』へ」<sup>58</sup>があるのみである。)

②満韓がいわば「外地」で純粋な意味での外国とはいいがたい、とはどういう意味であろうか。年代を誤解しているのではないか。日韓併合は明治43(1910)年8月であり、明治39年当時に大韓帝国は存在する。外国である事実は、明治39年度における韓国への渡航者に対する旅券下附数が統計上に存在することからも明白である。満洲国建国は昭和7(1932)年であり、それまでは中華民国の領土である。日本軍の管理下あるいは影響下にある地域であり、団体旅行であるために旅券は不要とされたと見るのが妥当であろう。もし、外国旅行でないとするならば、次の記述をどう説明するのか。

●満韓巡航船 ▲歸り船 木崎尚好 船籍變更「長崎に歸りて、外國航路を内國に変更し」<sup>59</sup>これは、現在の航空機でも行われている国際線に使用した機材を国内線に使用する場合のいわゆる「内変」にあたる。

③旅行の内容も検証せずに「軍国主義のお先棒担ぎ」と断定するのはいかなものか。●満韓巡航船 ▲京城見物 木崎尚好<sup>60</sup>、あるいは●満韓巡航船 ▲夜の大連 木崎尚好<sup>61</sup>、さらには●満韓巡航船 ▲大連にて給養 木崎尚好<sup>62</sup>および▲黄海横断記 楚人冠<sup>63</sup>を見れば、どんな旅行をしているか自ずから明らかである。まさか、輪投、デッキビリヤードを楽しみ、寄贈品の福引を2回も行い、満洲みやげの蠟のアルコール漬を買うのが軍国主義のお先棒担ぎ的で、明るく平和的なイメージからほど遠い、とはいえ

ないであろう。

それでは、有山の述べる、「海外旅行となると、これはまったく別であった。(中略)こうした状況で、汽船を一隻借りあげて団体観光客を海外に巡遊させるのは前代未聞の大事業であり『空前の壮挙』というもあながち誇大宣伝とはいえない。満韓巡遊船(明治39年7月25日～8月25日：上田 注)は日本最初の海外バック旅行ともいえる。」<sup>64</sup>の方が正しく、「満韓巡遊船」が日本最初の「海外団体観光旅行」なのであろうか。

ところがその当時でもこれが日本最初ではない、とする意見が出されていたのである。満韓巡航船ろせった丸出航前の東京朝日新聞には「満韓巡航彙報」という欄があり、申込者数や寄贈の内容などが日々掲載されているが、同年7月13日の同欄には、「▲内田管船局長」として管船局長 内田嘉吉の談話が掲載されている。その中で、

『<sup>もっと</sup>尤も<sup>よほどみる</sup>餘程舊い話だが曾て新潟から浦潮へ見物船を出した者があった然し之は営利事業としてやったので成績が面白くない爲一二回で止めて了った様に覚えて居ます其後にも實業家仲間の計畫で上海方面へ巡航船を出したことがあったが之も矢張失敗に了ったので、私は<sup>すくな</sup>尠からず遺憾に思つて居ました』

という部分があり、朝日新聞の満韓巡航船<sup>65</sup>以前に海外旅行を実施した者がいたことを示唆している。したがって、それが判明すれば日本初の海外団体観光旅行ということになる。しかし、年次も実施者の氏名も明らかにされていないため、従来は調査の対象となりえなかった。

## (2) 日本初の「海外団体観光旅行」、「浦潮遊航船」

ところが、筆者が2007年に岡山県立図書館にて調査中<sup>66</sup>に、明治24(1891)年7月24日の「山陽新報」に「●浦鹽斯徳への遊行船」と題する記事があるのを発見した。

「日露貿易に熱心なる新潟の伏見半七氏は同港より一の遊行船を露領浦



鹽斯徳に發せんとの計畫にて同感者を募りたる處同地方には随分賛成の申込多く豫期の如く來る八月一日出帆する由此度の航行は頗る面白き團體より成立ち乗客中には商人にして販路を開かんとする者最も多けれども其外實業家、縣會議員、新聞記者、陸軍士官、技術家、學生等もあり、同氏は尚ほ成る可く種々なる専門の人を網羅せんことを希望し居れり申込所は新潟縣大川前通九番町湊元回漕店にして賃銀は上等金三十五圓、下等金二十五圓を拂へば往復船賃及碇泊中の賄をも爲すべし渡航者の携帯する商品見本の荷物は無賃にて引受け賣買の手續き、遊行者の案内等は出來得る丈周旋盡力の勞を取るべし云々暑氣休業を幸ひに快遊を試むるも又一興なるべしと云ふ」(原文のまま)<sup>67</sup>

なぜ、岡山の山陽新報にこの記事が掲載されたかは不明であるが、これに基づき、新潟県立図書館で「新潟新聞」<sup>68</sup>の關係記事を調査したところ、明治24(1891)年8月11日～8月25日に「浦潮遊航船」と称する新潟発ウラジオストク行の海外旅行が実施されたことが判明した。

その概要は7月8日の「新潟新聞」記事および7月25日掲載の『浦潮遊航船廣告』によれば次の通りである。

- ①使用船舶：保険付汽船 加能丸 (総噸数<sup>トン</sup>324噸 登簿噸数201噸)
- ②解纜日：8月7日<sup>69</sup>
- ③遊行日数：二週間
- ④賃金：上等 35円 並等25円 但往復滞在食料共
- ⑤申込締切：7月31日
- ⑥浦港遊行發起人：伏見半七
- ⑦申込場所：湊元忠吉方
- ⑧遊行事務所：鍋谷貞造方
- ⑨目的：新聞記事によれば「其目的は同地を一覽せんとする人々及び冒險起業の志士を載せ行くに在り」<sup>70</sup>
- ⑩その他：新聞記事によれば「昨今は一年航海の好時節にて風波も穩かなる折柄なれば暑氣を北方に避くるも亦た一興なるべし」<sup>71</sup>

以上を勘案すれば、これこそまさに日本初の「海外団体観光旅行」といえるものである。しかも19世紀に実施されたという事実は重要である。

発起人伏見半七は新潟・ウラジオストクの対岸貿易、もしくは北洋漁業の先駆者とされ<sup>72</sup>、先行研究においても貿易との係わり合いが中心となっている<sup>73</sup>。したがって、この「浦潮遊航船」の参加者の記念撮影も、キャプションは「明治24年対岸貿易より帰港した新潟関係者の記念撮影」とされ<sup>74</sup>、伏見の海外団体観光旅行についての業績は埋没したままになっていた。(写真)



伏見半七

「新潟新聞」では、7月8日の同旅行案内の記事に始まり、15日には「●浦潮斯徳の近況」および寄稿「●浦潮斯徳と新潟」16日に寄稿「●浦潮斯徳と新潟」(接前)を掲載、17日には論説で「冒険的



明治24年対岸貿易より帰港した新潟関係者の記念撮影 (湊元克己氏所蔵)

遠征を試みよ」と題して『(前略) 徳川三百年間の抑圧政略は自然の運命を防過して井底的島人魂性を形造るに至らしめたり (中略) 予輩は寧ろ我賤業婦女子が雑作もなく海外に遠航するの勇氣あるを称せんとするなり (中略) 一月にても半月にても機あらば何処ともなく遠航を試み之に依て冒険遠征の習慣を養ひ而して一攫萬金の基礎を造るべし殊に差当り魯領西比利亜の如きは邦人の一遊を為すべき所にして只に商業上のみならず政治上世態上の關係に於て大に得る所あるべし予輩切に之を望む』と怪気炎で遊行船を盛りたてている。

しかしながら、15年後に実施された満韓巡航船に比べてかなり割高な料金設定となっており<sup>75</sup>、第一回目の旅行は「汽船加能丸を八百円にて一航海だけ買切りたるものにて過日来広告にも見えし如く愈よ明七日は当港解纜の期日なるも何分見込通りの乗客なく且つ積荷の都合もあるよしにて」<sup>76</sup>とあるように、出発は8月11日になり<sup>77</sup>、乗客は二十余名（実際は二十四名、うち石川県人十余名という）であったという。帰着は8月25日。二名（石川県人一名、新潟県人一名）はウラジオストクに留まった。

「新潟新聞」は帰着後の8月26日に●加能丸の帰航と題して、「今本社は右游航者の直話及び在浦港人の書状に依り同港地方に關する重要な報道を得たれば本日より引續き本紙上に掲載して世人の参考に供すべし」<sup>78</sup>として以後連日ウラジオストクに関する記事、「●浦港に関する報道」<sup>79</sup>、「●浦港の需用品」<sup>80</sup>、「●浦港の現状」<sup>81</sup>、「●浦港の現状（承前）」<sup>82</sup>、「●浦港の現状（補遺）」<sup>83</sup>を掲載した。特に9月2日の「●浦港の現状（承前）」では事務官の饗應と題してウラジオストクにおける歓迎会の模様を記している。「同港にある日本貿易事務官二橋謙氏、加能丸の來航を聞き渡航者一同の爲め八月十九日夜其邸に立食の饗宴を開かれたり招きに依り參會せしは渡航者一同及び同地にある日本商店中の重なる者にして總て五十名内外あり席定まりて事務官は短簡に慰勞の意味を有する挨拶を爲し次に渡航者總代として關矢氏渡航の目的を述べたる答辭ありて同氏の發言に依り 陛下萬歳並びに渡航者及び在留日本人の萬歳を唱へ尚ほ書記川上氏の發言にて我邦の萬歳に相當する同地

の語ウラウラを連呼し夫れより快談に時を移し身の異郷にあるを忘れ歡を尽くして散せりと云ふが右の饗應品は日本料理多く酒も日本酒なりしよし」

新潟新聞ではこのように多くの記事は書かれているが、記者の特派をすることはなかった。紙上であれほど盛りたてながら、タイアップという考えもなく、あたら伏見の偉業を埋もれさせる結果となったのは実に残念である。

### (3) 「浦潮遊航船」のその後

上記6.(1)で内田管船局長が述べたように「一二回で止めて了った」のであろうか。翌明治25(1892)年には2種類のウラジオストク行の広告が出されている。一つは「第二回浦潮斯徳航行廣告」で

- ①使用船舶：五月丸（噸数不明）
- ②日数：7月20日より（「碇泊日数1週間」とある）
- ③賃金：片道10円 往復20円
- ④その他：乗客手荷物以外の貨物は満船につきお断り。
- ⑤申込先：早川回漕店

という内容の広告がのべ8回にわたって掲載されている。

もう一つは「浦潮斯徳遊行船出帆廣告」で

- ①使用船舶：先般渡航せし五月丸
- ②出帆：8月23日
- ③浦港滞在：一週間（但往復日数を通算して凡二週間）
- ④料金（乗敷）：往復20円、片道10円、（新聞記者、学校教員、医師は半額となっている）
- ⑤発起人：早川正利・伏見半七
- ⑥取扱店：早川回漕店・伏見回漕店

という内容で4回掲載されている。これが伏見の第二回目だと思われる<sup>84</sup>。

明治26(1893)年には第三回が実施された。「西伯利亞探險汽船第三回遊航船發船廣告」で

- ①使用船舶：保險附汽船 幸盛丸

②解纜：8月31日

③料金：上等往復35円、並等往復20円、貨物1噸4円

④取扱：第三回遊航船事務所

となっている<sup>85</sup>。このように計3回でそれ以上実施されていないのは、不採算もさることながら、当初の企画立案者、伏見半七の死<sup>86</sup>によるところが大であろうと思われる。

(4) 内田の述べたもう一つのケース：

明治35年2月25日の読売新聞5面に、○夏期海外旅行の発起 とあるのがそれと推定される。関西財界が主となり、横浜・東京の財界人も発起人に加わっている。

「我國が四面海を以て圍繞するにも拘らず海事的思想欠乏し甚だしきハ其海外貿易に従事する人々に在てすら船舶の状況を詳にする者甚だ寡なりしが今般神戸の廣瀬満正、山本亀太郎、大坂の土居通夫、磯野小右衛門、京都の西村甚兵衛、内貴甚三郎、横浜の大谷嘉兵衛、原善三郎、東京の大倉喜八郎等諸氏発起人となり本年盛夏の候に於て納涼をかね数百名の会員を募集し先づ浦港に向かつて船を共にし夫れより鉄道便に依り内地に入り一は彼地の状況を視察し一は海事的思想を養成せん目的にて種々準備中の由なるが尚明年の夏季に至れば更らに満州方面に向かつて同一の旅行を為すべしとのことにて京阪神の各紳商ハ殊の外熱心なりと」

但し、行き先は上海方面でなく、ウラジオストクとなっている。また、実施されたかどうかとも現在のところ判明していない。

これは、読売新聞（ヨミダス歴史館）の明治版で「海外旅行」により検索した結果判明したものである。

その際、海外修学旅行があることが判明したので、それを「修学旅行のすべて」<sup>87</sup>で検索すると、他にも実施されていることが判明した。

(5) 海外修学旅行：

- ①明治29（1896）年 兵庫県立豊岡中学校、満鮮旅行を実施<sup>88</sup>。
- ②明治29（1896）年 長崎商業、8泊9日の上海方面旅行<sup>89</sup>。
- ③明治35（1902）年 岡山県私立関西中学校は成績優秀者8名を選び米国修学旅行を実施。7月1日出発8月28日帰国<sup>90</sup>。
- ④明治35（1902）年 三重四日市商業学校の釜山「修学行商」<sup>91</sup>。

以上をまとめると、満韓巡航船以前に少なくとも7回程度の「海外観光旅行」が実施されていたことになる。朝日新聞の「空前の壮挙」だけに惑わされず、注意深く調査研究を行う必要があると思われる。

7. 明治期における海外旅行の料金についての考察：

世界一周会の旅行費用が現在の費用に換算するといくらになるかについては、

- ①小林は「明治三八年に書かれた夏目漱石の『坊ちゃん』で、主人公が物理学校を出て新米教師として松山中学に赴任した際の月給が四〇円であったことは良く知られた話である。今の初任給は二〇万円くらいであるとすると、ざっと五〇〇〇倍という計算になる。すると二三四〇円は現在の貨幣価値で一七〇万円に相当する。」<sup>92</sup>とし、
- ②白幡は白米と鉄道運賃の比較から、「三〇〇〇倍の七〇〇万円」<sup>93</sup>とし、
- ③有山は総額は算定していないものの、「一九〇六年の警察官初任給が一円で、一七五倍になることになる。」<sup>94</sup>としている。

有山の説は算定根拠に問題がある。明治期の警察官（巡査）は薄給で有名であったからで、現在の警視庁警察官の初任給が約22万円であるから、これにより世界一周会の費用を算定すれば、約4,290万円となってしまう。

小林の説は算定根拠以前の問題がある。昭和4年の欧米旅行の費用については当時の大卒初任給を引用して比較しているのに、良く知られていようが

いまいが、小説の主人公の初任給を算定根拠とするのは、間に合わせにしてもひどすぎる。明治40年の大卒初任給は30円程度なので<sup>95</sup>、これで計算すると6,666倍の1,560万円となり、あまりに高すぎると考えて作為的に40円を算定根拠としたのであろうか。

白幡の説は他の二者に比べれば説得力はあるが、白米の価格は公定価格であり、作為的に抑えられることがあるので通常は用いない。また、単純に新橋・大阪間の普通旅客運賃3円97銭を東京・新大阪間の新幹線普通自由席料金1万3,000円と比較しているが、これも問題がある。当時は三等が3円97銭、二等が二倍の7円94銭、一等は三倍の11円91銭であったという事実を考慮に入れる必要がある。現在、普通運賃は8,510円、新幹線指定席のグリーン料金込みでは18,900円となり、2.2倍であるから、比較するなら三等運賃と現在の普通運賃が妥当なところであろう。すると、2,143倍で金額は500万円程度ということになる。

ここで、より正確な数値を算出するために、「戦前基準総合卸売物価指数—総平均（明治33年～昭和60年）」<sup>96</sup>を用いることにしたい。すると、昭和60年は明治41年の約1,350倍になっており、これ以降の物価上昇を考慮に入れたとしても精々1,500倍が限度であろう。すると、明治41年当時の2,340円は現在の350万円程度ということになる。

三者の説はすべて著作であって研究論文ではないので、厳密に算定しなかったことは考えられるが、それにしても差がありすぎはしないだろうか。

## 8. まとめと今後の課題

本研究は以上のように従来の知見に新たな資料を加えることにより、幕末から明治にかけての「海外観光旅行」を概括したものであるが、まだまだ網羅したとはいえ、さらに調査研究を進めていかねばならないものとする。また、今後は福沢諭吉の「西洋旅案内」、吉田賢輔の「西洋旅案内 外編」など、明治期の海外旅行者に何らかの形で影響を与えたと思われる初期の海外

旅行案内（いわゆるガイドブック）についても研究を進めて行きたい。

(注)

- 1 参考文献1)
- 2 参考文献2)
- 3 参考文献1) の筆者は近代日本メディア史専門
- 4 参考文献3)
- 5 参考文献4)
- 6 参考文献5)
- 7 参考文献6) 18頁
- 8 参考文献6) 18頁
- 9 参考文献7) 1～2頁
- 10 参考文献8) 30頁
- 11 参考文献9) 26頁、同一人の定義を2種類掲載するのは、参考文献8) が高校生レベル向けの「軽い読み物」であることから、レベルの高い対象者向けのものも併せて掲載する必要があると考えられるからである。
- 12 参考文献3)・4)
- 13 参考文献8) 27・28頁
- 14 参考文献9) 28頁
- 15 参考文献10) 185頁
- 16 参考文献8) 30・31頁
- 17 参考文献9) 25頁
- 18 参考文献11) 195・196頁、(「赤松大三郎留学日記」・「舊幕府」の沢の口述)
- 19 参考文献12) 196頁
- 20 参考文献13)
- 21 参考文献13) 83頁「ご亭主はたすき掛なり、おくさんは大はだぬぎて珍客に逢ふ」(2月18日)、179頁「女は御國と米利堅とはいづれが勝れるやと言。さすが女のとひぶり、いとおかし。米利堅の方色白くしてよし、と答ければ、よろこびあへり、愚直の性質なるべし。」(4月6日)、237頁「人々考へてパンの元なる麦粉を乞て石となし、墨もてぬりければ基石に成り」(6月7日)、233頁「されば打寄ては食物の嚙に成り、古郷に帰りての楽しみは、味噌汁と香物にて心地能食せんことをといへり。」(6月13日)
- 22 参考文献11) 190～193頁



- 23 参考文献14) ~17)
- 24 参考文献17) 96頁
- 25 加藤清正の家臣、儀太夫の子。
- 26 一般的には、留学生として扱われている。
- 27 これも一般的には留学生として扱われている。
- 28 参考文献18) 775頁。読み下し文は参考文献19) 65頁、20) 143頁、21) 44頁に掲げてあるが、19) は一部分のみ掲載、20)、21) どちらも僅かずつ誤読・書き落としがあるが、より精度の高い21) を参考にしつつ原文にルビを加え、字間を空けた。21) には文末に「右趣可被相触候」が加えられており、18) にはこの文章が記載されていないが、末尾に「横浜表ニ於テ富田達三吉田保之助ヨリ仏國書記官カシヨンヘ渡セシモノナリ」と編集者の注が書かれてあるので、写を取録したものと思われ、21) の参照したものが布告の体裁を正確に表したものといえよう。
- 29 これについては参考文献21) に詳述されている。
- 30 参考文献22) 217頁
- 31 参考文献23) 150頁
- 32 参考文献21) 33頁
- 33 参考文献20) 166頁
- 34 参考文献19) 66頁
- 35 参考文献18) 745頁
- 36 豚屋火事：同年11月26日
- 37 参考文献18) 674頁~702頁
- 38 参考文献18) 705頁~719頁
- 39 澤護「横浜居留地のフランス社会」(1)・(2)・(3) 敬愛大学研究論集 44・45・48 によれば、X. Salabelle のことのようにである。『1863 9月に上海から来浜し、横浜で酒類販売、家屋の斡旋、下宿、語学教師、土地・家屋契約書や各種証書類の代書業などを営んだ』とあるが、来日年に疑問が残る。なお、1866年11月26日のいわゆる豚屋火事で焼け出されたとあるが、居留地23番に家屋を有していたようである。夫妻には2人の息子と2人の娘がおり、長男 Stephane は1880~1885までレコー・デュ・ジャボンという新聞を発行していたという。1881年、古市公威らによって設立された La societe langue francaise フランス語学会の機関誌とされた。
- 40 R. Alcock オールコック、1859~1865在任  
 東京大学史料編纂所報第40号(2005)の大日本古文書 幕末外国関係文書 卷之五十

によれば、英国商人モスによる損害賠償請求裁判のため、という。老中もその辺を勘案して許可したものと思われる。

- 41 C. A. Fletcher か。
- 42 Porter か。『函館百珍と函館史実』函館百珍第81話
- 43 Elisha E. Rice 安政4 (1857) 年米国貿易事務官として捕鯨船に同乗して来日、1865年、初代領事となる。(函館市、旧アメリカ領事館跡説明文による)
- 44 Eugene M. Van Reed 安政6 (1859) 年米国領事館の事務官として来日、1865年、ハワイ王国外相ワイリー (R. C. Wylie) によりハワイ王国総領事に任命。1871年日本政府の要求で解任、日布条約締結後再任、1873年死去までその地位にあった。(西野照太郎「ヴァン・リードとハワイの関係」太平洋学会誌1984年10月)

従来、ヴァン・リードの評判は非常に悪く、「横濱新報もしほ草(復刻版)」の解説文中『ヴェンリードの傳』において小野秀雄が記すように『出稼人の周旋のみならず、当時の外国商人の何人もがやったような、武器の売買もやり、外国米の輸入もやって、金儲けをした外人の一人であらうと思はれる、出稼人の周旋も奴隷売買であって、外人間に指弾されたやうである。』というのが一般的であった。近年、島岡宏のように、「当代随一の文化人の一人であったといっても過言ではない。決して不良外人呼ばわりされるような見識の劣る人物ではなく、『移民の生みの親』の名に恥じない人物であった。」とする評価もあるが、過大評価に過ぎると思われる。新聞の発行、会話書の出版をもって文化人とし、あたかも高潔の士であるかのように祭り上げるのはいささか軽率に過ぎよう。やはり主催する萬國新聞紙の3集(慶応3年3月)から17集(明治2年4月)までに「亜米利加工学問交易見物遊歴被成度御方ハ随分御世話可仕候」とおためごかしの広告を出し、仙台藩から留学費用を巻き上げ、高橋是清・鈴木六之助を奴隷にしたのはヴァン・リード自身である。ハワイ元年者の生みの親と持ち上げるのもよいが、「もしほ草」第二十編(慶応4年8月27日付)でハワイ出稼人取締、牧野富三郎なる者の書簡が掲載されているが、書かれているのがいいことづくめで、却って怪しく思われる。逆に、こうした人物であったからこそ、勝手に使用人を国外に同行するというようなこともしたのだ、ということになるのである。不良外人の評は甚だ妥当であると思われる。

- 45 参考文献21) 32頁
- 46 参考文献20) 173頁
- 47 参考文献24)
- 48 参考文献25) 卷11 108頁

- 49 参考文献25) 巻7 116頁 出典および用例を示しているのですが、日本語を掲載したものではない。高島俊男によれば、大漢和で用例のないものは漢語ではなく、日本語だという。
- 50 参考文献1) 21～22頁。
- 51 参考文献2) 104頁「海外旅行券（パスポート）の下付人員数」と書かれているが、日本帝国統計年鑑にはこのような呼称は存在しない。勝手な思い込みか写し間違いであろう。同年鑑では明治38年まで「海外旅券」、明治39年以降は「外国旅券」と呼称している。また、小林は34頁では「『下付』だから申請者よりも役所のほうが上位にあることを前提としている。」と記述しているが、蛇足である。同年鑑によれば、明治元年～23年までが「附典」、24年～32年は「受取」、32年以降が「下附」である。明治24年から32年までは申請者と役所は対等であったと言えるのか。
- 52 参考文献20) 175～184頁、数字については慶応4年が含まれず、完璧なものではないが、目安としてあげておく。
- 53 参考文献24) 巻2～32により上田が合算したもの。
- 54 手塚晃 編 (1992) 柏書房
- 55 参考文献2) 9頁
- 56 参考文献1) 21～22頁
- 57 参考文献2) 9頁
- 58 名古屋外国語大学現代国際学部紀要第3号 103頁～125頁
- 59 参考文献26) 明治39年9月3日 8面
- 60 参考文献26) 明治39年8月11日 4面
- 61 参考文献26) 明治39年8月16日 4面
- 62 参考文献26) 明治39年8月17日 4面
- 63 参考文献26) 明治39年8月17日 4面
- 64 参考文献1) 21～22頁
- 65 有山は巡遊船とする。
- 66 成果は拙稿「日本の『海水浴の大衆化』について」(2007) 第22回日本観光研究学会全国大会学術論文集 101頁～104頁参照。
- 67 参考文献27)
- 68 参考文献28) 新潟県立図書館所蔵版による。国会図書館所蔵版は欠号が多く、本件に該当する年次部分は全く閲覧不能である。
- 69 参考文献28) 明治24年7月25日の広告。7月8日の記事には8月1日となっている。実際の

- 出発は8月11日となった。
- 70 参考文献28) 7月8日の記事
- 71 参考文献28) 7月8日の記事
- 72 参考文献29)、30)
- 73 参考文献31)
- 74 参考文献29) 196頁、実際には石川県の関係者も含まれている。
- 75 2週間と1ヵ月の差から単純に2倍にしても上等で70円、並等で50円となり、満韓巡航船の甲60円、乙45円より高くなる。
- 76 参考文献28) 8月6日の記事
- 77 旅券の発行手続きが遅れた可能性もあると思われる。24名中8月7日以降に付与された者は判明している20名中（伏見は見当たらず）18名にものぼる。
- 78 参考文献28) 8月26日 2面
- 79 参考文献28) 8月26日 2面
- 80 参考文献28) 8月27日 2面
- 81 参考文献28) 8月27日 2面
- 82 参考文献28) 8月28日～9月2日（8月31日を除く）2面
- 83 参考文献28) 9月4日～5日 2面
- 84 参考文献31) 43～45頁 早川回漕店の早川正利は同年5月9日～26日まで五月丸で貿易をおこなっており、7月20日出航の第二回は貿易の第二回と考えられる。伏見は当初5月に第二回を計画したが、予定船の遭難等で8月に延期したものであるという。
- 85 参考文献31) 47頁 「伏見の探検計画に応募者が少なく、幸盛丸の予定を清水芳蔵の所有船海静丸（登簿トン数一五〇トン）に変更して、9月9日に新潟を出港、二十五日に帰港した。」という。
- 86 参考文献30) 1693頁 1893年（明治26）没、41歳。とあるが、参考文献31) 51頁では、「新聞によると明治二十七年一月三日に死亡している。」となっている。
- 87 参考文献33)
- 88 参考文献33) 122頁 原資料は「豊岡高校60年史」というが、豊岡中学校設立が明治29年との資料もあり、修学旅行の可能性は少ないと思われる。
- 89 参考文献33) 122頁 他に<http://gd.shwalker.com/shanghai/contents/serialize/200407/index.html> が詳しい
- 90 参考文献32) および参考文献33) 123頁 明治35年の項目がないが、誤植の可能性あり。原資料「関西学園百年史」によれば、明治35年5月4日～15日で韓国修学旅行、同

年6月26日～8月26日で米国修学旅行を実施している。8月28日帰国とあるのは誤り。岡山県のコレラ禍で帰国後帰校を延期している。

- 91 参考文献26) 明治35年8月7日 2面
- 92 参考文献2) 「松山中学」は誤り。「坊ちゃん」には『四国辺のある中学校』書かれているだけである。小林はこうした誤記が極めて多い。
- 93 参考文献22) 219頁
- 94 参考文献1) 97頁
- 95 参考文献34) 289頁
- 96 参考文献35) 330頁～333頁

### (参考文献)

- 1) 有山輝雄「海外観光旅行の誕生」(2002) 吉川弘文館
- 2) 小林健「日本初の海外観光旅行—九六日間世界一周」(2009) 春風社
- 3) <http://www.unwto.org/statistics>
- 4) Tourism Satellite Account: Recommended Methodological Framework 2000, UNWTO, 2001
- 5) 佐竹眞一「ツーリズムと観光の定義」(2010) 大阪観光大学紀要第10号 (掲載予定稿)
- 6) 香川眞 編 日本国際観光学会 監修「観光学大事典」(2007) 木楽舎
- 7) 長谷政弘 編著「観光学辞典」(2002) 同文館
- 8) 井上萬壽蔵「観光教室」(1957) 朝日新聞社
- 9) 井上萬壽蔵「観光と観光事業」(1967) 国際観光年記念行事協力会
- 10) 畑野・倉島・田中・重見・石崎「外国人の法的地位」(2000) 信山社
- 11) 宮永孝「幕末オランダ留学生の研究」(1990) 日本経済評論社
- 12) 夏目漱石「永日小品」漱石全集 (1993) 岩波書店
- 13) 村垣淡路守範正 著 吉田常吉 編「航海日記」(1959) 時事通信社
- 14) 上田卓爾「観光の語源と用例について」(2004) 日本観光学会誌第44号
- 15) 上田卓爾「中国における『観光』の用例と日本への伝播」(2004) 日本観光学会誌第45号
- 16) 上田卓爾「観光学における『観光』の歴史的用例について」(2005) 第11回観光に関する学術研究論文 入選論文集 および [www.aptec.or.jp/image/activities3/34-1.pdf](http://www.aptec.or.jp/image/activities3/34-1.pdf)
- 17) 上田卓爾「日本における『観光』の用例について」(2008) 名古屋外国語大学現代国際学部紀要第4号

- 18) 通信全覧編集委員会 編「続通信全覧」46 類輯之部 三〇 (1987) 雄松堂出版
- 19) 春田哲吉「パスポートとビザの知識」(新版) (1994) 有斐閣選書
- 20) 大鹿武「幕末・明治のホテルと旅券」(1987) 築地書館
- 21) 柳下宙子「戦前期の旅券の変遷」(1998) 外交史料館報第12号
- 22) 白幡洋三郎「旅行ノススメ」(1996) 中公新書
- 23) 宮岡謙二「異国遍路 死面列伝、旅芸人始末書」(1954) 私家版(死面列伝を削除したものが「異国遍路・旅芸人始末書」(1978) 中公文庫である)
- 24) 内閣統計局編纂「日本帝国統計年鑑」1~32 (2000復刻) 東洋書林
- 25) 諸橋轍次 大漢和辞典 縮写版 (1968) 大修館書店
- 26) 縮刷版 「東京朝日新聞」朝日新聞社
- 27) マイクロ版「山陽新報」山陽新報社
- 28) マイクロ版「新潟新聞」新潟新聞社
- 29) 「新潟開港百年史」(1969) 新潟市
- 30) 新潟日報事業社出版部編「新潟県大百科事典」(1977) 新潟日報事業社
- 31) 田宮 覚「浦潮斯徳との貿易と伏見半七について」越佐研究第61集 (2004) 新潟県人文研究会
- 32) ヨミダス歴史館「明治・大正・昭和」国会図書館蔵
- 33) 剣持文彦 門田秀雄 編集制作「修学旅行のすべて」(2005) 財団法人 日本修学旅行協会
- 34) 岩崎爾郎「物価の世相100年」(1982) 読売新聞社
- 35) 総務庁統計局監修 日本統計協会編集「日本長期統計総覧」第4巻 (1987) 日本統計協会